

「新自由主義」の定義づけの再考

波多江, 俊介
九州大学大学院人間環境学府 : 修士課程

<https://doi.org/10.15017/17033>

出版情報 : 教育経営学研究紀要. 12, pp.35-43, 2009-12. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law, Graduate School of Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

「新自由主義」の定義づけの再考

波多江 俊介

(九州大学／大学院生)

- I. はじめに
- II. 新自由主義的政策の台頭
- III. 「新自由主義」の孕む問題点
- IV. 「新自由主義」という定義づけの再考
- V. おわりに

I はじめに

新自由主義の理念そのものの研究や、新自由主義の教育改革への影響、新自由主義的教育改革の動向について考察した研究は多い¹。また、新自由主義とせず、「格差」という言葉をキーワードにするならば、合点のいく人も多いと思う。ただし、一般のメディア(テレビ・新聞等)で「新自由主義」という言葉に触れる事はもうほとんど無いように思われる。新自由主義的政策が採用され、社会の姿が急速に変化しつつある。規制緩和・権限の委譲・民営化・市場化等の言葉にそれは表されている。ここで教育の方へ目を向けると、政治・経済の流れは即教育に結びつくかのように考えられがちのように思う(競争原理導入、市場化等)。加えて新自由主義がどのように教育政策内部に取り入れられたかではなく、教育諸政策の中に新自由主義的な要素を見出している研究さえある。そこで本論文では、新自由主義の源流から政策までを、先行研究をもとに俯瞰し、教育政策も含め、その中で「新自由主義」がどのような捉えられ方をされてきたのかをみる。その流れを追うことで、「新自由主義」という一括りの捉え方が不十分であるということを指摘したい。

II 新自由主義的政策の台頭

1. 新自由主義の系譜

1節では新自由主義の系譜について述べる²。

近代の自由主義には二つの大きな潮流が見られる。フランシス・ベーコンを始祖とするイギリス経験主義からくるもので、ジョン・ロック、アダム・スミ

スらによって代表される18世紀イギリス自由主義である。もうひとつは、ルネ・デカルトによって代表されるフランス合理主義を代表するもので、しばしば本来の自由主義と混同される「自由放任」主義を主張するものである。18世紀イギリスの自由主義と、ものごとをあるがままにしておこうという自由放任主義は、明確に区別されねばならない。「自由放任」の主張の根底にあるのは、人間の理性への絶対的な信頼であり、人間の理性によってもたらされる秩序体系が、そのまま自然や社会の秩序でなければならぬとする考え方である。経済においては、その流れ、価格の形成過程、競争の規則までもが個人に委ねられるべきだと考えられたのである。19世紀初頭以降100年以上にわたって、この「自由放任」の政策が支配的であった。一方で18世紀イギリスの自由主義者が本来主張したかった事は「個人の自由がなによりも重要であるということ、そしてそれは社会秩序の形成にとって欠くことのできない本質的なものである」ということであった。それは、利己主義の唱導ではなく、「各人には自分にとって最善と思われるものを追求する自由が認められるべきだ」と主張したのである。加えて真の自由主義は、自由放任主義とは異なり社会秩序形成における政府の役割を積極的に認める。個人の自由が最大限に守られるためには、各人が他人からの恣意的な圧力や強制を受けないように保護される事の必要性、政府の活動そのものも恣意的なものにならないように、「法の支配」による拘束を受けなければならない必要性を説いたのである。

このような18世紀イギリスの自由主義が衰退していったのは、本来の意味での自由主義が歪められて解釈されたこと、自由放任主義の政策によっても

たらされた種々の弊害が、自由主義の政策的帰結として誤って解釈されたこと、そしてその結果として、本来個々人の自由な自発的交換を通じて有効な経済秩序を構成する「市場」とか「競争」とかいう自由主義の基本的概念までもが悪者扱いされたことに原因が認められるであろう。19世紀初頭から20世紀初頭にいたる100年以上の間ヨーロッパにおいて事実上支配していた自由放任主義は、それがもたらす種々の弊害が顕在化するにつれ、それに反対する人々を生み出していった。歴史学派、マルクス学派、ケインズ学派等はその典型である。これら諸学派は自由放任主義に対する反省から生まれたものである。こういった諸学派による様々な攻撃の中であってなお、自由に対する信念を燃やし続け、自由主義思想に対する誤った考えを是正し、歪められた資本主義を真に競争的なものにするによって、真の自由主義を守ろうとする人々がいた。その人々は新自由主義者と呼ばれ、一大学派を形成するに到った。

以下では、その新自由主義の諸学派について述べる。

まずシカゴ学派を挙げる。この学派の代表的論者としてフリードマンとハイエクを挙げることができる。フリードマンは政府の役割として、(a)活動ルールの設定、解釈及び維持、(b)市場失敗から生じる諸問題の解決、(c)責任能力のない人々に対する保護の三つを挙げている。競争によって生じる独占について、フリードマンは公的独占や公的規制よりは私的独占の方が害は少ないと断じている。貨幣政策については、それが当局の恣意的な判断によって運用されることがないように、政策運用のルール(貨幣ストックの、ある特定の成長率を達成することを当局が指令すること)を立法化することによって、法による統治を達成することが望ましいとしている。教育政策についてフリードマンは、「すべての学校の発展と改善は競争の導入によりなされ、学校の健全な多様性を促進するのに多いに役立つであろう。それはまた学校制度の中に柔軟性を導入するのに多いに役立つであろう」と述べている。フリードマンによる、その他の政策提言としては、医療免許制度の撤廃、個人所得に対する均一率課税の採用と法人税の廃止、最低賃金法の廃止、農産物価格支持制度の廃止、公的年金の廃止等々が挙げられる³。

次にハイエクについて述べる。ハイエクは一貫した自由思想を持っており、社会主義と計画化につい

て、「現行の制度は部分的計画化と干渉主義によって侵されており、完全な計画体制とも純粋な資本主義ともかけ離れた、一見両者の中間的形態を示している様に見える。それは、両者の有機的な混合形態であり、もっともらしい効率的なもののように見えるが、その実、まさに干渉主義的混沌の様相を示している」と警戒している。ハイエクは、高度産業社会は計画化なくしては解決できないという考えに反論をしている。第一に「独占が生じること」については、「独占の形成の多くは、技術的要因によるものではなく、意識的な誤った国家政策によるもの」と主張している。第二に「現代社会の複雑さが中央計画化以外の方法では処理し得ないような新しい問題を提起している」ということに対しては、「分業が複雑になるにつれて、それは中央による統制を必要とするどころか、ますます意識的な統制から離れなければならない(国家とは異なる、各目的にあった集団を形成していく)」と主張。第三は「(公的)独占の成長がなければ、つまり競争から保護されなければ、技術的進歩はなく経済発展も望めない(国家による独占保護の必要性)」ということについては、「狭い技術的な視点からする優秀な技術と社会全体の視点からする望ましいものとの混同に基づいている」と反論。総じて、ハイエクによれば、計画化は不可欠なものではなく、意識的な国家政策や誤った社会認識の結果としてそう考えられてきたにすぎないものであり、計画化の達成は独裁へと繋がると強調する。またハイエクは法の支配について、個人の自由をある程度制限するものとして機能するが、法律によって前もって規定された場合にのみ国家の強制権が行使されうること、それゆえ、法による規定により国家の強制権がどのように行使されるかが予見できると捉えている。最後に、ハイエクが福祉国家という考え方に反対したというのは誤認であることに触れる。ハイエクは福祉国家の機構が、福祉計画の創案者の望まない一層包括的な社会主義をこっそり持ち込むために使われると警戒している。ハイエクが主張したいことは国家による過度の干渉の警戒である。ではそれが福祉国家への批判とどう重なるのか。ハイエクによれば、国家が健康管理の水準を決定するとき、それは人々の貨幣がどのくらい支出されるべきかについて政治的な、そして実際に、恣意的な決定を下している。これは制度自体が内包する「必要性」について、あたかも何らかの客観的基準が存在するかのように捉えられる。つまりは、役人がしば

しばまったく主観的な必要性から個人を差別する力を制度によって与えられることになる。福祉制度は本来援助を必要としていた人々(貧しい人々)を対象に想定したにもかかわらず、累進所得税等の「再分配」の仕組みは、最大の有権者集団である中所得層の人々の利益になる仕組みになっていて、そのため豊かな人々は搾取の対象になっていると指摘している。わかりやすい例を述べると、社会保障支出は一般的な租税収入から調達される。それは国家に大きな権力を委ねる形となり、その収入の運用は国家によってなされるため、政治家の道具となり、貧しい人々個人に直接届くわけではない。また客観的な基準設定をしたとしても、それは自然に不平等となった人々を平等にしようとする試みは、人々が法によってまったく異なる扱いをされるということを引き起こすと主張している⁴。

次に、フライブルク学派について述べる。代表的論者としてオイケンとレプケが挙げられる⁵。オイケンは形態学に注目することで、経済的現実を秩序形態とそこにおける運行について認識しようとした。歴史を振り返ることで、そこに「中央指導経済」(社会主義的)と「交換経済」(市場主義的)の二つの基礎形態を見出している。形態学とは、経済的秩序諸形態を厳密に規定するとともに、日常の経済課程を正確に認識するための基礎を与えてくれるものことである。経済的秩序の実現・維持のためにはある原理を基にして、原理がその時点で合うように適用されるとしている。具体的には維持・実現のために「構成的原理」(経済の枠組み)と「規制的原理」(経済のルール)を必要とすると述べている。

レプケは「計画の原則」と「歴史的な発展形態」とを厳密に区別しなければならないと主張した。具体的には、「資本主義」という言葉は市場経済が19世紀および20世紀において現れた歴史的な全体としての配合を意味するにすぎないのであって、決して資本主義そのものを表すわけではないとしている。ここにおいてレプケが主張したかったのは、権力の集中や不合理な国家干渉によって、市場経済がいかの間違った形を与えられ、歪められているかということであった。その上で、歴史的な発現形態としての「資本主義」を批判して、一方でその欠陥を除去し、他方で市場経済の秩序原則を維持しようとする道を模索した。その実現のためのレプケの基本構想は次の通りである。「真の競争秩序の確立(権力集中の排除、自由な競争体制)」、「積極的な経済政策(自

由放任を批判し、市場経済は何らかの規制があってはじめて有効に機能する)」、「経済的・社会的な構造政策(市場経済の社会的な前提条件を変えていくことによる中間層の育成)」、「社会政策(これは、経済改革だけでは不十分であり、人類学的・社会学的な枠の必要性をうったえ、市場経済の中核における個人原則に対して、ワクにおける社会原則及び人間性の原則が均衡をたもたねばならず、社会学的・人類学的なワクを強化するために社会政策が必要と述べている。つまり制度と権利の調節を図ること)」。ここにおいて「市場秩序の実現・維持のための、干渉の必要性」、「市場秩序の実現・維持のための、経済分野に留まらない社会政策による枠組みづくりの必要性」を認めている。

その他の新自由主義者としてはブキャナンが挙げられる。ブキャナンは強制機関としての国家の必要性を認識しつつも、強制機関としての国家の任務はそれ自体が個人の自由を脅かす巨大な官僚機構を生み出すことになると考える。それを統制するには、政治家や裁判官が限界を尊重しなければならない。そのためには①行動上の改革、つまり、裁判官・立法者・市民が政治過程を私益の追求の場と考えるのを辞めること②憲法革命、つまり個人の権利と要求の合意による再規定、および新しく規定された権利の創造とを主張する。

2. 新自由主義的政策導入以前の情勢について

2節では新自由主義的政策導入以前の世界情勢を述べていく。

第二次世界大戦後における国家体制や国際関係の再編過程において意図されていたのは、1930年代の大恐慌下で資本主義的秩序を脅かした破滅的な状況が再び起こることを防ぐことであった。それはまた、戦争の原因となった国家間の地政学的対立が再び出現するのを防ぐ意図もあった。国内の平和と平穏を確保するために、労使間で何らかの階級妥協が構築されねばならなかった。そのため道は平和・寛容・福祉・安定性を確保するために、国家・市場・民主主義制度の適切な混合体を構築することであった。国際的には、新しい世界秩序は、ブレトンウッズ協定を通じて構築され、国際連合、世界銀行、IMF、といった様々な機関が、国際関係の安定に寄与するために樹立された。商品の自由貿易は、固定価格で米ドルと金とを兌換することによって維持された固定相場制の下で行われた。第二次世界大戦後のヨー

ロッパでは、社会民主主義国家、キリスト教民主主義国家、統制経済国家など様々なタイプの国家が出現した。アメリカでは自由民主主義国家の形成に向かった。そして日本は、アメリカの厳重な統制のもとで名ばかりの民主主義体制が構築されたが、実際にはきわめて官僚的な国家機構に国の再建を監督する権限が与えられた。こうした多種多様な形態の国家は全て次のことを受け入れていた点で共通していた。すなわち、国家は完全雇用・経済成長・市民の福祉を重視しなければならないこと、国家権力はこれらの目的を達成するために、市場プロセスと歩調を合わせて自由に動員されなければならないということである。通常「ケインズ主義的」と呼ばれる財政金融政策が、景気循環を抑制し、一定の完全雇用を確保するために広く適用された。労使間の「階級妥協」は、国内の平和と平穩を保証する鍵になるものとして一般に支持された。国家は積極的に産業政策に関与し、さまざまな福祉制度を構築することによって社会的賃金の基準を設定した。こうした政治経済構造は通常「埋め込まれた自由主義」と呼ばれているが、1950年代から1960年代の間に、高い経済成長率を実現した。この成長に相まって先進資本主義諸国では、再分配政策・自由な資本移動に対する規制・公共支出の拡大や福祉国家の建設・経済への積極的な国家介入・一定の経済発展計画の策定といったものが進行していった。また労働組合や左翼政党といった労働者階級の諸機関は、国家機構の内部で極めて現実的な影響力をもつに至った。

1960年代の終わり頃、国際経済において「埋め込まれた自由主義」が解体しはじめた。第一次石油危機が引き金となり、深刻な資本蓄積危機の徴候があらゆるところで姿を現した。失業率とインフレ率が各地で上昇し、ほぼ1970年代いっぱいまで続く世界的規模での「スタグフレーション」をもたらした。税収が急落し社会支出が増大した結果として、各国で財政危機が起こった。ケインズ主義的政策はもはや機能していなかった。1973年の中東戦争と石油輸出国機構の石油禁輸措置が起こる以前にすでに、金準備に支えられていた固定相場制をとるブレトンウッズ体制は混乱状態に陥っていた。為替レート変動のコントロールができなくなり、主要国が1973年に変動相場制に移行することで固定相場制は放棄されるにいたった。1945年以降、先進資本主義国では高い成長率を実現してきた「埋め込まれた自由主義」は使い果たされ、機能しなくなっていた。資本の蓄

積が困難となり、その危機を克服するためには何らかの対策が必要であった⁶。次節では、そういった危機に対処するために、新自由主義が注目され、新自由主義の理論が台頭してきたことについて述べる。

3. 政策としての新自由主義の台頭

3節では新自由主義の台頭について述べる。

新自由主義が経済学分野で流行するのは1970年代中盤である。直接のきっかけは第一次石油危機、スタグフレーションの蔓延、財政危機の深化などであった⁷。以下では、その新自由主義の中身について述べていく。

第一に、1970年代後半の新自由主義はケインズ主義の破綻を背景に出番をむかえた。ケインズ主義を破綻に追い込んだのは、不況のなかのインフレの進行、すなわちスタグフレーションが先進諸国にひろがったことである。財政スパンディングを通じた有効需要拡大策は実を結ばず、インフレの高進のなかで財政赤字は膨らむ一方であった。ケインズ主義の危機は貨幣数量説にたつてインフレ抑制を説き、完全雇用政策の放棄を迫るフリードマンらのマネタリズムに絶好の機会を与え、他方で有効需要刺激策の視点を供給サイド視点へと転換させたサプライサイダーに道を開いた。新自由主義の諸潮流が走り出したのである。

第二に、新自由主義はケインズ主義を破綻に追い込んだ財政危機の主要因を戦後ケインズ主義的福祉国家の発展からとらえた。この場合のケインズ主義的福祉国家とは、①労働組合と社会民主主義の力をバックにして福祉諸制度が発展すること、②福祉国家の発展によって大衆的消費市場が拡大し大量生産・大量消費のフォーディズム型成長を支えること、③労使間ではしばしばコーポラティズム型妥協政治が採用されること、④ケインズ主義は財政赤字を容認して福祉国家型の大きな政府をバックアップすること、といったものである。1970年代後半になると、国家の肥大化や財政危機を招く主要因をケインズ主義的福祉国家に求め、新自由主義はそれらの点を批判していった。福祉の充実が財政を逼迫させ財政赤字を生み出すからである。また労働組合と賃金交渉をするにあたって、労働者が実質賃金率のみならず労働生産性上昇分を要求するようになれば、それは利潤率を圧迫させることになる。新自由主義は批判している。

第三に、福祉国家の見直しは福祉国家をそもそも

発展させた民主主義の見直しにまで突き進んでいく。大衆が利益集団・圧力団体を結成し議会制民主主義を利用して自らの特殊利益を追求するために、政府が肥大化し、その統治能力が低下・麻痺してしまうというものである。大衆が政府・財政にたかり、甘えることを許してしまうから民主主義には限界があるとしている。

1990年代間において新自由主義は、先に見た70・80年代の新自由主義の特質を継承しながら、同時に新たな側面を見せ始める。ここでは、この頃の先進資本主義各国の新自由主義的な特徴に共通する点を確認しておく。第一にソ連・東欧体制が崩壊を遂げ、残る福祉国家が攻撃の対象になり、その福祉的国家体制の制限・解体に全力が注がれた。第二に、先進資本主義国の多国籍企業化を背景にして、いわゆるグローバリズム化の進行と資本間競争の「大競争時代」への転化が起こった。その実態は多国籍企業に担われた市場経済の徹底、したがって世界的規模での垂直的・水平的競争の激化がその基盤である。ゆえにその流れに乗り遅れない競争力が求められる。第三は、実際の競争者は企業である。その競争力の「自由な」形成・維持・発展のためには国家が競争をしやすいように制度面を整備する必要性が出てくる。それを可能にするために、税負担はもとより、社会保障関係の企業や個人の負担は再検討されることになる。第四は、新自由主義の実現を可能にした技術的基盤が変化したことである。情報・通信技術の飛躍的な発展が貨幣・生産・商品資本の運動のフレキシビリティの強化を可能にし、世界を同時化し、グローバリゼーションを加速した⁸。

デヴィッド・ハーヴェイは上記のことに加え、下記のように指摘する。

1970年代における資本蓄積危機が、失業率を上昇させインフレを加速させることになった。不満が広がり、先進資本主義国の多くで労働者と都市の社会運動とが合流し、戦後期に成功したはずの資本蓄積の根拠となっていた労使間の社会的妥協が崩れた。先進資本主義各国のみならず、多くの発展途上国でも、経済的エリートや支配階級が政治的脅威にさらされた。戦後期は、上層階級の経済権力が制限されていたが、それでもなお経済成長が非常に強力であったため経済的恩恵は安定的に得ることができていた。しかし、1970年代に成長が破綻し、実質金利がマイナスになり、微々たる配当と利潤が常態化すると、世界中で上層階級は驚異を覚えた。上層階級は

自分達の政治的・経済的破滅を避けるために断固たる行動を取らなければならなかった⁹。

III 「新自由主義」の孕む問題点

1. 新自由主義の理論が抱える問題点

1節では台頭期の新自由主義の理論が抱える矛盾について指摘する。

新自由主義国家は理論的には、個人の自由を保障するために、強固な私的所有権や法の支配、自由に機能する市場や自由貿易の諸制度を重視している。行動・表現・選択の自由という個人の権利の不可侵性は保護されねばならないとしている。ここにおいては、ビジネス集団や企業がこうした自由市場と自由貿易の制度的枠内で活動する自由も、保護すべき対象とされる。民間企業や企業家のイニシアティブは、技術革新を引き起こし、富を創出する上で決定的なものだとみなされている。技術革新を促進するために、たとえば特許制度を通じて知的所有権が保護される。技術進歩により生産性が持続的に向上すれば、高い生活水準が全ての人々にもたらされる。新自由主義理論においては、上層から下層へと富が滴り落ちる[トリクルダウン]と想定されている。新自由主義者が追求していることは、資産の私有化すること、国家規制のあった諸部門は、大衆による無責任な使い減らしを避けるために規制を緩和し、私的所有圏域に引き渡すこと、市場競争のルールを守った上での競争が促進されることが想定されている。ルールが明確ではないとか、所有権が曖昧であるところには、国家はその権力を行使し、市場システムを押し付けるか、システムそのものをつくり出さねばならない。市場での個人的自由が保障される一方で、各人には自分自身の行為と福利に対する責任があるとみなされている。各人の成功や失敗は、むしろ個人的失敗という観点から解釈される。資本の自由な移動を可能にするために関税等の障壁は取り払われる。国際競争は、効率や生産性を改善し、価格を低下させその結果としてインフレ傾向も抑制するので健全だと資本主義の理論において見なされている¹⁰。

上記のような新自由主義に関する一般理論の内部でも、いくつかの曖昧な論点や対立点が存在する。それらを以下にあげる。

第一に独占権力をどう解釈するかという問題であ

る。競争はしばしば独占ないし寡占をもたらす。より強い企業がより弱い企業を駆逐するからである。新自由主義者の考えによれば、競争により独占が生じることは、競争相手の参入を実質的に阻むものが何もないかぎり、特に問題はなく、むしろ効率を最大化するといわれている。しかし、この条件はしばしば実現しがたく、国家が助力しなければならない。なぜならそこへ参入できるチャンスというのは、既に資本を保有しているか、またそれを担保に資金を借り入れることができるごく僅かの人間にしか与えられていない。「自然独占」の場合はさらに困難である。ガスや上下水道の分野での競争は無意味で、こうした分野では供給・アクセス・価格設定上の国家規制は不可避である¹¹。

第二に、新自由主義者は技術革新を新しい製品・新しい生産方法・新しい組織形態の追求に駆り立てる競争の強制力に委ねる。一方で、技術革新を専門とする部門がこれまで市場になかった新製品とその新しい使い方を編み出すような場合、既存の社会関係や諸制度を掘り崩す可能性がある。彼らはその活動を通じて、自分達に有利な常識・制度を作り上げるかもしれない¹²。

そして第三に、新自由主義の内部には、一方における魅力的だが疎外さえもたらす所有的個人主義と、他方における有意義な集団生活を求める欲求との間に矛盾を生じさせる。新自由主義が見落としているのは、個人には選択の自由があるとされているにもかかわらず、各個人は、強力な集団的機関(労働組合など)の建設は選択しないと想定されている。したがって、(個人が集団を形成し、)国家を用いて市場に介入することや、市場を廃絶しようとする政党の創設を選択することはないと想定されている。新自由主義は共産主義や権威主義や、国家が集団(たとえ個人の集まりとしても)の決定に左右されること等を恐れる余り、民主主義統治に厳しい制限を課さなければならないと想定される世界で、極端な国家介入やエリートと「専門家」による統治がなされるという逆説が生まれる¹³。これは「個人」の定義の適用範囲が、新自由主義の理論の中で拡大・縮小され一定ではないことに起因すると考えられる。

要するに、新自由主義の完全な情報や対等な競争環境といった新自由主義の想定は、無邪気なユート

ピアか、はたまた富の集中とその結果としての階級権力の回復を権威主義に頼ることで意図的に誤魔化しているかのどちらかなのである。新自由主義原理の矛盾に加え、新自由主義の理論と実践においては実践が優位し、新自由主義の実践のためにはその理論が容赦なくねじ曲げられる¹⁴。例えば、新自由主義者は福祉国家を批判しているとされているが、前述したように、福祉国家・福祉制度の存在をハイエクは否定しているわけではなく、それが国家によって必ずしも適切に運用されていないという問題点(現在の社会保険庁における金の横領・着服等がよい例である)を指摘したに過ぎない¹⁵。

友寄の述べた新自由主義の概念規定¹⁶は先述した通りであるが、これはハイエクやフリードマンらの提唱した台頭期の新自由主義の特質を継承しながら、そこに新たな側面が加わったものであると考えることができる¹⁷。その新たな側面として二宮は「社会主義が行き詰まりをみせたことにより、新自由主義の主敵が福祉国家に絞られたこと」、「多国籍企業を背景とした、グローバリズムの進行と資本間競争の激化」、「通信技術の発展による新自由主義の流行基盤の変化」を挙げている¹⁸。より穿った見方には、「新自由主義の理論と実践の間には乖離が見られるのは、理論が実践段階においてねじ曲げられるからである」というものがある¹⁹。ゆえに、ここまで述べてきた台頭期の新自由主義の理論そのものが矛盾を抱えているという点に加え、さらに実践段階において必ずしも理論にそった形で実践されるわけではないという二重の問題点があることが指摘される。

2. 新自由主義的教育諸政策の抱える問題点

2節では新自由主義的教育諸政策の抱える矛盾や、それへの批判について述べる。

新自由主義的教育政策に対する批判には以下のようなものがある。新自由主義的思考の教育政策への流入に関しては、「学習尊重という建前の裏に、それによって教え育てる役割を国家が免れ、軽減しようとする。また生涯学習という理念とは裏腹に、教育を民間企業と分け合うという意図がある。一方で、学習意欲のない者、民間産業の費用負担にたえられない者は切り捨てられる恐れがある²⁰」、「自由な競争を推し進めていけば、競争に勝って自由を享受できるのは既に経済的・文化的条件に恵まれた社会的強者に限定されてしまう²¹」といった批判があ

る。

次に新自由主義的教育政策への批判を個別にみていく。例えば「学校選択制」である。「学校選択制」のねらいについては「学校教育の内容の充実と質の向上を目指し、特色ある教育活動の展開と個性的な学校づくりを進めつつ、子どもに適した教育を受けさせたいという保護者の希望を生かすこと」とされている。しかし山本はそれについて以下のように批判している²²。親が学校を選択する実際の理由については、必ずしも教育の質や内容に関わるものではなく、うわさやイメージで学校を選択する場合がある。その結果、過密校と過小規模校が出現する。結果として入学生徒数が落ち込み、小規模になった学校はますます敬遠され、教職員数が削減されるなどの、より不利な状況へと陥っていく。また、次のような問題も指摘されている²³。「学校選択制」の導入により、①選ばれる学校、選ばれない学校が固定化しつつある、②「特色づくり」と選択との間にミスマッチがある、③「学力順位」が選択基準として浮上しつつある。

次の例は「教育基本法改正」に対する批判である。佐貫らは「教育基本法改正」に対して批判を展開している²⁴。その批判を以下のようにまとめる。新自由主義的な改革で公教育をスリム化して、学校を階層ごとに分化させ、できない子ども達には低いレベルの教育をし、できる子どもには自由で創造性のつく教育を、という側面だけでは社会統合の側面が危うくなる。それに対する共同体復活が求められた。つまり国民がバラバラになりつつあるという危機感を土台として、新自由主義的改革を補完するものとしての役割が必要とされる。国旗国歌の強制、社会奉仕の義務化、愛国心の強調などによるナショナリズムの強化はそれを表している。また、市川はそういった「国家意識」を次のように述べている²⁵。

「国家意識」といったものは新自由主義経済の下での競争の激化が国民の孤立を深め、格差を拡大したことから一体感が渴望されていること、近年合法・非合法を問わず外国人入国者の急増が治安悪化の一つの要因になっていること、経済グローバル化の急速な進展に伴って産業の空洞化や労働者のリストラが進行するようになってきたことなどから、国民国家の行き詰まりが感じられるようになったことに根差している。佐貫は「愛国心」といったものは本来強制されるものではないと指摘している²⁶。

「ゆとり教育」に対しては、市川がつぎのように

問題を指摘している。九〇年代における教育政策の基本方向は、新自由主義に基づき公教育を可能な限り圧縮しようとするものであったが、その目的は財政負担の軽減であった。この新しい学力観の背景に新自由主義・新保守主義があり、個性の尊重や創造性の涵養は、能力主義の徹底を意味していた²⁷。新しい教育観に基づく教育政策は七〇年代後半から教育界を支配し始めていたが、それは教育内容の「精選」と授業時間の削減による教育水準の引き下げをもたらした。

また、竹内は次のようなことを指摘する、社会人などの多様な人材を校長・教員への登用を可能とする「特別非常勤講師」や「特別免許状」の制度などがある。この市場競争と民間参入のための諸措置は参入を希望する「民間」にとっての条件整備ではあっても、どのような経済状態の国民でも一定の質の確保された学校で、教育を受ける権利を真に享受できることを保証するかについては疑問であると述べている²⁸。

その他にも、「バウチャー制度」導入に対する積極的な検討がなされているが、経営の安定には有益であるとしても、教育条件の整備充実につながるかといった疑問が挙げられている等、新自由主義的教育政策の矛盾点やそれに対する批判がある²⁹。

IV 「新自由主義」という定義づけの再考

前章において、新自由主義的教育政策の持つ問題点をまとめ、具体的な諸政策についてもいくつか挙げた。それら諸政策に新自由主義の思想が通底しているという捉え方がなされている。ここで考えておかなければならないことは、新自由主義的教育政策という定義区分の持つ問題点である。例えば、「学校選択制」についてはブキャンの公共選択理論に則ったもので、ブキャンは学区制とはその内部の学校の「独占」のようなものであり、学区制を解決するために教育の市場化を図ることを強調している。ヒュー・ローダーは、「独占」のような経済の概念を教育の分野に安易に当てはめることの疑問を指摘している。ブキャンは新自由主義の提唱者の一人と見なされており、したがって「学校選択制」を新自由主義的教育政策の一つであると考えすることに疑問はないように思われる。しかし、ヒュー・ローダーは「学区

制」が本当に「独占」と捉えられるべきなのかについて疑問を投げかけており、教育における選択の自由に関する現実が市場化の提唱者の期待通りにならないと結論づけている³⁰。この指摘は、新自由主義的教育政策の一つと捉えられている「学校選択制」に対する批判と考えられる。

次に、「国旗国歌の強制、社会奉仕の義務化、愛国心の強調などによるナショナリズムの強化」について考える。一章で述べたとおり、新自由主義の提唱者であるとされるハイエクやフリードマンは、国家の干渉や強制に対して懐疑的である³¹。しかし、愛国心の強調等のナショナリズムの強化は、国家への帰属を促すものである。これは二章でも述べたように、新自由主義の理論そのものが抱える矛盾点である³²。国家の干渉を最小限に抑えようという意図があったにも関わらず、結果として国家による干渉を強める形となっているからである。

上記のように、新自由主義的教育政策の中には、新自由主義者が提唱した理論は必ずしも理論通りに機能しなかったものがあるということがわかる。この乖離はどういった理由で起きるのであろうか。これは①新自由主義の理論そのものに矛盾点があること³³、②ハーヴェイの述べるように、新自由主義の理論は実践の段階でねじ曲げられる可能性があること³⁴が理由として挙げられる。ここにおいて、ハイエクから新自由主義者が提唱する台頭期の理論と、実践段階での新自由主義理論(九〇年代に新たな側面を見せ始めた新自由主義)、には相違点が見られ、「新自由主義」教育政策というように一括りの定義を与えることが困難であるといえよう。ここに「新自由主義」という定義で一括りに捉える事を見直す必要があることを指摘したい。

V おわりに

本稿では紙幅を大幅に裂き、新自由主義の展開を追ってきた。これは「新自由主義」とは何かを改めて確認するとともに、その定義が包括するものが妥当なのかについて再検討を要することを指摘するためである。新自由主義理論の理論段階と実践段階との乖離と捉えるか、それとも新自由主義理論の変容と捉えるか、それともその両方か。

いずれにせよ今日の政策動向を「新自由主義」の文脈で全て捉えることの危うさを指摘したいものの、さりとてそれに代わる定義区分を提供しえないところに本稿の限界がある。

先述したように新自由主義理論の提唱者として、ハイエクやブキャナン以外も挙げられよう。これらの論者の主張も織り交ぜつつ、新自由主義教育政策を基礎付ける理論の展開過程を追うことは筆者自身の課題でもある。

【注】

- 1 例えば、以下の5つである。
 - ・友寄英隆『「新自由主義」とは何か』新日本出版社、2006年。
 - ・小澤浩明「「中流」階層の両極化と教育問題—新自由主義による社会の再編現象—」教育科学研究会編『教育』658号、国土社、2000年。
 - ・後藤道夫「「強い国家」と新自由主義」教育科学研究会編『教育』645号、国土社、1999年。
 - ・世取山洋介「新自由主義教育改革と教育の公共的性格」『法学セミナー』595号、日本評論社、2004年。
 - ・乾彰夫「新自由主義「改革」の現段階」教育科学研究会編『教育』644号、国土社、1998年。
- 2 矢島鈞次『新自由主義の政治経済学』同文館、1991年、pp.51 - 85。
- 3 例えば、以下の3つである。
 - ・エイモン・バトラー[著]、宮川重義[訳]『フリードマンの経済学と思想』多賀出版、1989年、pp.30 - 31。
 - ・矢島、前掲(2)。
 - ・ミルトン・フリードマン[著]、村井章子[訳]『資本主義と自由』日経BP社、2008年。
- 4 ノーマン・P・バリー[著]、矢島鈞次[訳]『ハイエクの社会・経済哲学』春秋社、1984年、pp.152 - 156。
 - ・矢島、前掲(2)。
 - ・気賀健三、古賀勝次郎[訳]『自由の条件Ⅲ 福祉国家における自由(新版ハイエク全集第I期第7巻)』春秋社、2007年。

- ・F.A.ハイエク[著]、田中真晴、田中秀夫[訳]『市場・知識・自由』ミネルヴァ書房、2004年。
- 5 矢島、前掲(2)
- 6 佐和隆光『平成不況の政治経済学』(中公新書、1994年)や佐和隆光『市場主義の終焉』(岩波新書、2000年)が挙げられる。
- 7 磯部智也「新自由主義の台頭とその原理」『経済』44号、1999年、新日本出版社、pp.29-30。
- 8 二宮厚美「現代資本主義と新自由主義」『ポリティック』4号、社会主義協会、2002年、pp.14-22。
- 9 デヴィッド・ハーヴェイ[著]『新自由主義—その歴史的展開と現在』作品社、2007年、pp.26-28。
- 10 デヴィッド・ハーヴェイ、前掲(9)、pp.94-96。
- 11 同上、p.97。
- 12 同上、pp.98-99。
- 13 同上。
- 14 同上、p.32。
- 15 デヴィッド・ハーヴェイ(前掲(9)、pp.100-101頁)やノーマン・P・バリヤー(前掲(4)、p.153)。
- 16 友寄、前掲(1)、p.93。
- 17 二宮、前掲(8)、pp.19-20。
- 18 同上、pp.20-23。
- 19 デヴィッド・ハーヴェイ、前掲(9)、p.32。
- 20 黒沢惟昭「教育思想の貧困化—新自由主義・新保守主義の政策理念とその批判—」『解放教育』433号、2004年、p.49。
- 21 後藤道夫「改憲のねらいと新自由主義国家像—「日本の経営の解体」と構造改革—」自治体問題研究所編『住民と自治』517号、自治体研究社、2006年。
- 22 ・山本由美「東京都品川区における「新自由主義」教育改革の問題点」『季刊教育法』138号、2003年、p.34。
 ・堀尾輝久・小島喜孝[編著]『地域における新自由主義教育改革—学校選択、学力テスト、教育特区』エイデル研究所、2004年。
 ・進藤兵・山本由美・安達智則[編著]『学校統廃合に負けない!—小さくてもきらりと輝く学校をめざして』花伝社、2005年。
- 23 嶺井正也・中川登志男[著]『学校選択と教育バウチャー—教育格差と公立小・中学校の行方』八月書館、2007年、p.128。
- 24 佐貫浩『新自由主義と教育改革—なぜ、教育基本法「改正」なのか』旬報社、2003年。
 ・斎藤貴男『教育改革と新自由主義』寺子屋新書、2004年。
- 25 市川昭午『教育の私事化と公教育の解体—義務教育と私学教育』教育開発研究所、2006年、p.60。
- 26 佐貫、前掲(25)、p.106。
- 27 市川、前掲(26)、p.63、p.67。
- 28 竹内俊子「教育行政分野における「規制改革」とその問題点」『法と民主主義』406号、2006年、pp.12-13。
- 29 同上、p.14。
- 30 ヒュー・ローダー「教育・民主主義・経済」A・H・ハルゼー/H・ローダー/P・ブラウン/A・S・ウエルズ[編]、住田正樹・秋永雄一・吉本圭一[編訳]『教育社会学—第三のソリューション—』九州大学出版会、2005年、pp.381-401。
- 31 矢島、前掲(2)。
- 32 デヴィッド・ハーヴェイ、前掲(9)、pp.97-99。
- 33 二宮厚美「現代資本主義と新自由主義」『ポリティック』4号、社会主義協会、2002年。
 ・世取山洋介「新自由主義教育改革と教育の公共的性格」『法学セミナー』595号、日本評論社、2004年。
 ・北野正一「安定と公正を欠く新自由主義」『経済』4号、新日本出版社、1999年。
- 34 デヴィッド・ハーヴェイ、前掲(9)、p.32。